公共安全モバイルシステム

調達仕様書ひな形

２０２３年１２月版

|  |
| --- |
| 本ひな形は、各府省庁及び地方公共団体等、防災・災害対応等を含む業務目的の通信手段として「公共安全モバイルシステム」を導入する際の調達仕様書作成の参考として提供するものです。  **緑字**の記載は、各調達主体で調達ごとに書き換える必要のある箇所としています。  調達に当たっては、競争性の確保や「公共安全モバイルシステム」に必要な機能・仕様、セキュリティ等についても、調達主体のポリシーに合わせて適切に追記、修正され、調達主体における責任で対応していただきますよう、よろしくお願いします。 |

1　概要

1.1　調達件名

　公共安全モバイルシステムの調達

1.2　調達目的

　「公共安全モバイルシステム」は、携帯電話技術を活用した公共安全機関（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56号第１号に掲げる機関及びこれに相当する機関をいう。以下同じ。）向けの通信システムであり、通信端末は市販のスマートフォン（Android、iOSが使用可）等が利用可能である。災害発生時等の際は、公共安全機関間相互の情報共有・連携の実現が期待され、平時においても、業務上の各種連絡で携帯電話としても利用可能なものである。

　本仕様書は、○○○（契約元）が所有または別途調達するスマートフォン・タブレット端末を用いて／「公共安全モバイルシステム」に対応するスマートフォン・タブレットを調達するとともに、「公共安全モバイルシステム」（通信回線部分）の利用契約を行うため、各種要件等を示すものである。

1.3　契約期間

　令和○年○○月○○日（○）から令和○年○○月○○日（○）まで

2　使用端末等

○○○（契約元）が所有または別途調達するスマートフォン・タブレット端末を利用することを想定している。日本国内において広く一般に流通する汎用端末に対応すること。

（MDMを利用する場合）

　・　利用するMDM（Mobile Device Managementの略。スマートフォンやタブレットなどのモバイルデバイスを管理運用する仕組みをいう。）は、●●●（アプリ名）であり、当該アプリに対応する通信サービスを提供すること。

3　サービス提供事業者

　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者であって、電気通信役務としての移動通信サービスを提供する者であること。

4　契約回線数

　●●回線

5　公共安全モバイルシステムの仕様

5.1　ネットワーク等に係る要件

(1)　携帯電話網（LTE（Long Term Evolution）、4G、5G等）を利用する通信システムであること。

(2)　本通信システムを提供するネットワーク設備については、大規模災害や通信障害等に備え、冗長性（例：東日本及び西日本にネットワーク設備を構築し、かつ、各拠点のネットワーク機器については故障に備え二重化を実施等）が確保されたものであること。

(3)　２社以上の携帯電話網が利用できること。公共安全機関が災害発生時等で利用することに鑑み、２社以上の携帯電話網に接続する各回線は、回線固有の通信速度の制限、データ通信量の制限、または契約データ通信量超過時の速度制限を行わないものとすること。

(4)　データ通信について、災害発生等の輻輳時において、サービス提供事業者が現に個人/法人向けサービスとして提供しているものよりも、公共安全機関向けに繋がりやすいネットワーク構成（例：一部又は全部区間について公共安全モバイルシステム専用のネットワーク設備を具備等）としていること。

5.2　提供機能に係る要件

(1)　音声通話・テキスト（SMS）及びデータ通信の利用ができること。

(2)　音声通話について、緊急通報（110、118、119）ができること。

(3)　データ通信について、インターネットに接続できること。

（オプション機能を利用する場合）

(4) 災害時優先電話の提供ができること。なお、提供する回線数については○台を目安とし、契約元と協議の上、決定する。

(5) 本通信システム（ネットワーク）を利用したメールサービスの提供ができること。また、メールサービスの提供に当たっては、「公共安全モバイルシステム」専用ドメインの提供ができること。

(6) 本通信システム（ネットワーク）を利用したテザリング機能の提供ができること。

5.3　その他の要件

(1)　提供するSIMについては、SIMカードの種別（nanoSIM、microSIM、eSIM等）の制約を行わないこと。

(2)　 １回線当たりの月間使用データ通信量に関しては、契約回線数（●●回線）のうち▲▲回線については、●●GB、残りの■■回線については、★★GBとし、当該通信量に応じた適切なサービスプランを提案すること。

6　セキュリティ対策

(1)　通信サービスの提供に当たっては、ネットワーク遮断、ネットワーク監視等の必要なセキュリティ対策が講じられていること。

なお、最新のJIS Q 27001（ISO/IEC 27001）を基準とした情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の適合性に関する認証を取得していることが望ましい。

(2)　通信サービスの提供に当たり使用する機器等については、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティを考慮した機器等で構築するとともに十分な対策を講ずること。

7　保守・障害対応

1. 利用者からの各種問い合わせや申請の受付、不具合や障害の際の連絡などの問い合わせ窓口を設置し、電話、メール、Web等により対応すること。なお、障害に関する問い合わせ、またSIMカードの紛失や盗難等による一時的な利用中断または再開の申請については、24時間365日対応すること。

(2)　障害発生等の異常検知など、本通信システムのネットワークの状態を24時間365日で監視及び運用されていること。

(3)　障害発生時においては、速やかに復旧を図ること。